

(11) 法第 34 条第 14 号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

ソ 産業振興に資する工場等

鳥取県地域産業活性化基本計画に基づく産業集積区域内に立地する別表(2)業種の工場等で次の要件を満たすもの

- (ア) 敷地面積が5ha未満であること。
- (イ) 周辺地域の労働力を必要とすること、優れた自然環境を必要とすること等の理由により、市街化区域内に適地がないと認められる場合又は地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合であること。
- (ウ) 敷地面積1ha未満にあっては幅員6m以上、敷地面積1ha以上にあっては幅員9m以上の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に面していること。
- (エ) 予定建築物は、地階を除く階数が2以下(平日12時間の自動車交通量が1万台以上の道路(以下「幹線道路」という。)の沿道又は敷地が狭小である等のやむを得ないと認められる場合にあっては3以下)であること。
- (オ) 隣接土地所有者及び地元町内会長等へ予定建築物の建築計画を周知し、協議、調整が十分図られていること。

別表（2）集積業種として指定する業種一覧表

（日本標準産業分類上の業種名）

総務省統計局「日本標準産業分類」（平成 21 年総務省告示第 175 号）による。

環境・エネルギー、次世代デバイス関連産業

産業分類表（中分類）	分類符号
化学工業(化学肥料・医薬品は除く)	16
プラスチック製品製造業	18
非鉄金属製造業	23
金属製品製造業	24
生産用機械器具製造業	26
業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造、武器製造は除く）	27
電子部品・デバイス・電子回路製造業	28
電気機械器具製造業	29
情報通信機械器具製造業	30
学術・開発研究機関	71

エコカー関連産業

産業分類表（中分類）	分類符号
繊維工業	11
プラスチック製品製造業	18
ゴム製品製造業	19
鉄鋼業	22
非鉄金属製造業	23
金属製品製造業	24
生産用機械器具製造業	26
業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造、武器製造は除く）	27
電子部品・デバイス・電子回路製造業	28
電気機械器具製造業	29
情報通信機械器具製造業	30
輸送用機械器具製造業（船舶及び鉄道、航空機は除く）	31
学術・開発研究機関	71

バイオ・食品関連産業

産業分類表（中分類）	分類符号
食料品製造業	9
飲料・たばこ・飼料製造業（たばこは除く）	10
化学工業（塩製造業は除く）	16
生産用機械器具製造業	26
学術・開発研究機関	71

繊維産業

産業分類表（中分類）	分類符号
繊維工業	11
生産用機械器具製造業	26

木材・パルプ・紙加工関連産業

産業分類表（中分類）	分類符号
木材・木製品製造業	12
家具・装備品製造業	13
パルプ・紙・紙加工品製造業	14
生産用機械器具製造業	26

I C T（情報通信技術）関連産業

産業分類表（中分類）	分類符号
情報サービス業	39
インターネット附随サービス業	40